公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年 11 月 25 日

福岡県知事　服部　誠太郎

１　調達内容

(1)　調達物品の名称

自動車保管場所証明申請書ほか印刷

(2)　調達物品の数量

入札説明書による。

(3)　調達物品の特質等

入札説明書による。

(4)　納入期限

令和９年３月 31 日（水）

(5)　納入場所

福岡県警察本部交通部交通規制課が指定する場所

２　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の５第１項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和６年４月福岡県告示第 244 号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

３　入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和８年 12 月 15 日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1)　２の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
03	01	軽印刷	AA、A
03	02	活版印刷	AA、A
03	04	製本	AA、A

(2)　当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3)　納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5)　福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年２月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6)　下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア　福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ　福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に定める中小企業者であること。

４　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812-8576　福岡市博多区東公園７番７号

福岡県警察本部総務部会計課
電話番号　092－641－4141　内線 2236

5　入札参加申請書の提出

(1)　入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2)　提出場所

４の部局とする。

(3)　提出期間

令和８年11月25日（水）から令和８年12月４日（金）までの県の休日を除く毎日、午前９時00分から午後５時45分まで

(4)　提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6　入札参加の確認結果の通知

５の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7　契約条項を示す場所

４の部局とする。

8　入札説明書の交付

(1)　令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 12 月４日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前９時 00 分から午後５時 45 分まで

(2)　場所

４の部局とする。

9　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10　入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1)　提出場所

４の部局とする。

(2)　提出期限

令和８年 12 月 15 日（火）午後５時 45 分

(3)　提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

11　開札の日時及び場所

(1)　日時

令和８年 12 月 16 日（水）午後２時 00 分

(2)　場所

〒812-8576　福岡市博多区東公園７番７号
福岡県警察本部入札室（地下１階北側）

(3)　その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

12　予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第 167 条の８第４項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の 100 分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の５以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2)　契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険契約は定額補償方式に限る

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面を提出する場合

14　入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12 により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1)　入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2)　法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3)　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4)　所定の場所及び日時に到達しない入札

(5)　入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6)　入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み）の 100 分の５に達しない入札

(7)　金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8)　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9)　入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15　落札者の決定方法

(1)　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2)　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない

職員にくじを引かせるものとする。

16　その他

(1)　契約書の作成を要する。

(2)　入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3)　契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(4)　その他詳細は入札説明書による。